

# 勸永町内会規約

制定 昭和 53 年 4 月 23 日  
最近改正 令和 5 年 4 月 16 日

## 第 1 章 総則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は勸永町内会（以下「会」）と称し事務所を上永谷 1-24-3 に置く。

(区域)

第 2 条 会の区域は、横浜市港南区上永谷一丁目 15 番地 30 号から 50 号、18 番地 48 号から 62 号、24 番地 5 号から 7 号、25 番地から 33 番地、35 番地 2 号から 27 号、36 番地から 38 番地の区域内とする。

(会員)

第 3 条 会の区域に居住する世帯主又はこれに準ずる者を会員とする。なお世帯とは以下に掲げる各号による。

- (一) 家族同士が生計をともにしている世帯は、申し出がない限り同一の会員と扱う
- (二) ふたつの家族がお互いに独立した生活を営んでいる場合、すなわち日常生活が別々で、生活費も分けているような場合は、それぞれが「住居および生活をともにする者の集まり」とし、別会員と扱う
- (三) 母屋とは別にある同一邸内の隠居所などで生計をともにする場合も、同一の世帯に属するひとつの住居とみなす

(2) 以下の各号に掲げる者を賛助会員とする。

- (一) 会の区域で事業活動を行う法人で、班長、及びその他の役職を行うことが困難な者
- (二) 会の区域で事業活動を行う非居住者で、会の趣旨に賛同する者

(3) 会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

(4) 会員は、この区域の良好な環境を維持するよう努めるものとする。

(5) 会は、正当な理由がなければ入会を拒むことはできない。また脱会は妨げない。

(6) 会員が次の各号に該当する場合は退会したものとする。

- (一) 第 2 条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (二) 第 28 条 4 項に該当した場合
- (三) 本人より退会の届け出があった場合

(7) 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 会は民主主義の精神に基づき、会員相互の親睦と福祉を増進し、安全で快適な生活環境の保全を図る事を目的とする。

(事業)

第5条 会は地域課題の解決等、前条の目的達成を行うため、下記に掲げる各号の事業を行う。

- (一) 会員相互の親睦に関する事
- (二) 清掃、美化等の環境整備に関する事
- (三) 防災、防火、交通安全に関する事
- (四) 地域の福祉に関する事
- (五) 住民相互の連絡、広報に関する事
- (六) 勸永町内会館の維持管理に関する事
- (七) 関係官庁、その他との折衝に関する事
- (八) その他、会の目的を達成するための事業

## 第3章 組織

(部門)

第6条 会の事業を円滑に遂行するため、次の各部を置く。

総務部	会員との連絡、総会・理事会の開催、各部相互間の連絡。町内会館の管理・運営、教養娯楽に関する行事の準備、福利厚生に関する事業、および他の部に属さない事業。
広報部	市・区政広報との連絡協調、町内会員への広報活動。
保健体育部	運動会などの健康や運動に関する活動並びに事業。道路、公園の清掃、ごみの不法投棄排除、その他保健衛生に関する広報・啓発事業。
防交火部	交通安全施設の設置、防犯パトロール計画、その他道路・防犯に関する事業。防火施設の確保、その他防災に関する事業。

(2) 会の事業を円滑に遂行するため、次の委員会を置く。

ヘルプデスク	情報システムの維持管理に関する事業、アイデンティティ管理の実施、情報セキュリティ情報の収集等を行う。会員は所定の町内会役員と有志で構成する。有志は任意にいつでも加入できる。
防災会	大災害に備え、会と連携して防災全般にわたる事業を

	行う。会員は所定の町内会役員と有志で構成する。有志は任意にいつでも加入できる。
子供会	子供会に加入している子供を持つ保護者（但し原則 20 名以上の会員加入により会は成立する）
春陽会	65 才以上任意加入（但し原則 20 名以上の会員加入により会は成立する）

- (3) 前項の事業活動の他、会は理事会の承認により委員会を設置できる。
- (4) 2 項、3 項に定める委員会は、以下に掲げる各号に従うものとする。
- (一) 委員会代表は理事会に出席し、活動報告を行わなければならない
  - (二) 委員会役員が変更されたときは、理事会又は総会により承認されなければならない
  - (三) 委員会代表の任期は選出された日から翌年に開催する定期総会終結の時までとする
  - (四) 会は、委員会に対し定期的又は随時監査を行うことができるものとし、委員会はこれに協力し必要な情報を提供しなければならない
  - (五) 会は、委員会より解散の申請を受けたとき、監査による是正勧告が改善されないとき、理事会の承認により委員会を解散することができる

## 第 4 章 役員

(役員)

第 7 条 会に次の役員を置く。役員はおおむね各班一名程度を選出する。

- (一) 会長 1 名
- (二) 副会長 若干名
- (三) 理事 若干名
- (四) 会計 1 名
- (五) 会計監事 2 名

(役員を選任)

第 8 条 会長以下の役員は会員の直接選挙により、総会において選出する。但し、選考委員会等を経て総会の承認により選出することを妨げない。

- (2) 会計監事は会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。
- (3) 下記に掲げる各号に該当する会員は役職を免除する。但し、引き受けが可能な時はお願いをし、また班長など可能な限り協力できるところをお願いをする。
  - (一) 85 歳以上のみの世帯（二世帯・世帯構成者の何れかが 85 歳未満の場合は除く）
  - (二) 介護が必要な家族がいる世帯
  - (三) 心身の故障のため業務に堪えられないと認められる者
  - (四) 出産予定日の 6 週間前妊婦、又は 2 歳までの子がいる育児世帯
  - (五) 居住開始から 1 ヶ月が経過していない世帯

(六) 前回役職についてから、24ヶ月が経過していない世帯

- (4) 前項1号から4号に係る理由について、その詳細を必要以上に聞き出すこと、また当事者以外に公表することを禁ずる。
- (5) 役員に欠員が生じたときは、理事会の決議により補充することができる。

#### (役員の仕事)

第9条 会長は会の事業を統括し会を代表する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時にはその職務を代行する。
- (3) 理事は各部の事業を分担し、会館運営委員会を兼務する。
- (4) 会計は会計事務を担当する。
- (5) 会計監事は会の会計を監査し定期総会に報告する。会の会計事務について不正の事実を発見した時は、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

#### (役員の任期)

第10条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- (2) 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (役員の仕事)

第11条 役員で規約に違反し、或いは役員としての対面を汚す行為があったときは総会の決議により解任することができる。

#### (顧問・相談役)

第12条 会に顧問・相談役を置くことができる。

- (2) 顧問・相談役は会長が理事会の承認を経て委嘱する。
- (3) 顧問・相談役は会議に出席し意見を述べるすることができる

#### (役員の仕事)

第13条 会長は、役員の仕事軽減や事務処理の合理化のため、必要と認めるときは、理事会の承認を得ることで、下記に掲げる各号を実施することができる。

- (一) 外部事業者への業務委託
- (二) パート従業員の雇用

#### (班長とその仕事)

第14条 会の区域を班に分け、班毎に班長を1名置く。

- (2) 班長は輪番制を原則とするが、第8条3項に掲げる各号や、その他の事情で役職を担うことが困難な場合は、班内における互選による。
- (3) 班長の任期は、原則として総会から総会までの1年間とする。

(4) 班長は理事を補助し、また各班の代表として会員との連絡にあたる。

## 第5章 総会

(総会の構成)

第15条 総会は全会員をもって構成し、会の最高議決機関である。

(総会の種別)

第16条 総会は定期総会、及び臨時総会とする

(総会の開催)

第17条 定期総会は毎年4月に開催する。但し、自然災害や感染症等で開催が困難な場合は総会の開催延期や書面開催、電子提供処置も可とする。

(2) 臨時総会は会長が必要と認めた時、全会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、及び9条5項の規定により会計監事から請求のあったときに開催する。

(総会の招集)

第18条 総会は会長が招集する。会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して会議の3日前までに通知しなければならない。

(総会の審議事項)

第19条 定期総会は次の事項を審議決定する。

- (一) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (二) 予算及び決算に関する事項
- (三) 役員を選任及び解任に関する事項
- (四) 規約の変更に関する事項
- (五) その他の重要な事項

(総会の議長)

第20条 総会の議長は会長が指名し、総会において承認する。

(総会の表決権と定足数)

第21条 会員は、各々1票の表決権を有する。

(2) 総会は、全会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員はあらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の議決)

第22条 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(2) 会を解散するときは、前項の規定にかかわらず、出席会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(一) 日時及び場所

(二) 会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む）

(三) 開催目的、審議事項及び議決事項

(四) 議事の経過の概要及びその結果

(五) 議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名・押印

## 第6章 理事会

(理事会の構成)

第24条 理事会は監事を除く役員をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第25条 理事会は各部事業の企画立案、その他会の運営について必要な事項を審議し決定する。この規約で別に定めるもののほか、次に掲げる各号に関して議決する。

(一) 総会に付議すべき事項

(二) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(三) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集等)

第26条 理事会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(一) 少なくとも毎月一回は、理事会を実施しなければならない。但し、夏季及び冬季に休会を設定することができる

(二) 役員のうち2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から3日以内に理事会を招集しなければならない

(三) 各理事に対し、その日時、場所及び付議案件を原則として会議の日の3日前までに通知しなければならない。但し、理事全員の合意がある場合はこれを適用しない

(四) 理事会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる

(五) 会議は理事の半数以上の出席を要し、議事は出席理事の過半数をもって決する

## 第7章 会計

### (会の経費)

第27条 会の経費は会費、寄付金及びその他の収入による。

### (会費)

第28条 会費は1世帯につき1ヶ月400円(会費300円・会館営繕費100円)とする。但し、中途入会の会員については、月割りで計算し、徴収する。

- (2) 賛助会員の会費は、一口あたり年額12,000円とする。
- (3) 15日迄に退会の場合その月分を含め徴収分を払い戻し、16日以降に退会の場合、翌月分以降徴収分を払い戻す。但しその他の拠出金は返還しない。
- (4) 会費が支払月末日時点において不払いとなった場合、会員の経済的負担等を軽減するため、会員資格の一時停止を行う。
  - (一) 会費滞納後6ヶ月が経過した段階で退会とする。但し、当該会員の所在が不明となっている場合は12ヶ月まで会員資格一時停止措置の延長を行うことができる
  - (二) 正当な理由なく支払いを延滞している場合は、退会とする

### (経費の支弁)

第29条 会員が会の用務のために活動した経費は、資産をもって支弁する。

- (2) 経費は事前に会長、又は会計の承認を要するものとする。
- (3) 理事がその活動のために使用する経費にあっては、別途会長の定める限度内であれば、事前承認を省略することができる。

### (会計年度)

第30条 会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (会計帳簿の閲覧)

第31条 会員は理事会を通じて随時、会計帳簿を閲覧することができる。

## 第8章 その他

### (細則)

第32条 この規約に定める物のほか必要な事項は、以下の各号に掲げるものとする。

- (一) 規定は会員の利用するサービスに関する事項を定めるものとし、これらの改訂にあっては総会の承認を経て、別に会長が定める
- (二) 規則は理事業務に関する手続きを行う際の基準であり、理事会における承認を経て、別に会長が定める
- (三) マニュアルは理事会業務が適切に行われる補助的な文書であり、適宜作成及び更新を

行い、特に承認を必要としない

- (2) 前項一号、及び二号を改正、もしくは廃止したときは、電磁的方法による公告 (<https://konan-kanei.com>)、並びに勸永町内会だよりに掲載するものとする。

(付則)

- (1) この規約は昭和58年4月23日から施行する
- (2) 平成10年4月19日 一部改正 (第9条関係)
- (3) 平成14年4月14日 一部改正 (第4条、第5条関係)
- (4) 平成17年11月6日 一部改正 (第6条、第17条関係)
- (5) 平成23年4月17日 一部改正 (第6条、第7条、第17条関係)
- (6) 平成28年4月10日 一部改正 (第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第13条、第14条、第15条、第16条、第18条、第19条、第20条、第21条関係)
- (7) 平成29年4月16日 一部改正 (第21条関係)
- (8) 平成30年4月15日 一部改正 (第6条、第13条、第15条関係)
- (9) 令和4年4月16日 一部改正 (章番号追加、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第28条、第29条、第32条関係)